

平成28年3月28日

平成28年度事業計画

公益財団法人滋賀県環境事業公社

1 基本方針

当公社は、滋賀県内において、産業廃棄物等の安全かつ適正な処理の推進を図る事業等を実施することによって、地域における循環型社会の形成、地域社会の健全な発展、県民の生活環境の保全及び産業の健全な発展に寄与し、もって県民生活の安定向上に資することを目的としています。

この目的を達成するため産業廃棄物管理型最終処分場のクリーンセンター滋賀の安全・安心な運営を通じて、「一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進」、「二. 廃棄物の適正処理及び3Rの取組推進」、「三. 県民の生活環境の保全・改善の促進」を柱とする取り組みを実践します。

そのほか、事故防止やコンプライアンスの徹底を図りながら、最終処分場の社会的な信頼性を高めるため定期的に埋立処理情報等を公開し、これからも安全と安心を第一に開かれた施設運営を行ってまいります。

2 事業計画

【一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進】

(1) 安全・安心な施設運営

廃棄物の適正かつ広域的な処理を確保するため、次のとおりの事業を行う。

- ①クリーンセンター滋賀の施設の適正な運営および平成10年に埋立を完了した甲賀埋立処分場の浸出水処理等の適正な管理
- ②エコアクション21への積極的な取組
- ③建設残土有効活用の実践
- ④「クリーンセンター滋賀だより」による情報発信
- ⑤地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」の運営ならびに環境影響評価の事後調査
- ⑥情報公開

クリーンセンター滋賀での搬入実績および河川水、地下水の水質などの環境影響評価事後調査の結果についてホームページ等で定期的に公開する。

(2) センター施設への視察受入

クリーンセンター滋賀のPR及び産業廃棄物処理施設に対する社会の理解を深めるため、視察を受け入れる。

(3) 安全管理講習の実施

クリーンセンター滋賀を利用する産業廃棄物排出事業者等に対して、廃棄物

の適正処理・管理について理解を深め、意識向上を図るために、講習会を実施する。

【二．廃棄物の適正処理及び3Rの取組推進】

(1) 廃棄物に関する研修会等の実施

①出前講座の実施

3Rの推進や廃棄物と環境問題との関わりなどについて、小学生や一般県民、事業者等の理解を深めるため、出前講座を実施する。

②学生向け研修会の実施

廃棄物を巡る課題や実態等の理解を深めるため、環境問題を学び、または環境問題に関心のある学生のフィールドワークの一環として、学校の نيوزやカリキュラムに応じた実地研修会を実施する。

③研修会の共催

滋賀県環境保全協会など関係団体との協働の下、産業廃棄物処分の現状と課題などについて体系的に学び、廃棄物の適正処理や循環型社会の形成へ向けて廃棄物に係る法体系、内容等について理解してもらうために、その目的を同じくする関係団体と廃棄物に係る法体系等に関する研修会を共催する。

(2) 講習会等への講師の派遣

産業廃棄物の適正処理やその課題などについて理解を深めてもらうことを目的に、環境保全等の講習会に対して講師を派遣する。

(3) 廃棄物の適正処理推進・3Rの推進に関する普及啓発

①環境イベントなどの出展等による情報発信・普及啓発

産業廃棄物の適正処理、3Rの推進等について広く一般県民、事業者等に周知するため、環境メッセなどのブース出展や公社の感謝祭イベント、3Rアート制作イベント等により情報発信・普及啓発する。

②車両標識を利用した普及啓発

3Rの推進等について広く一般県民、事業者等に周知するため、クリーンセンター滋賀への廃棄物搬入車両に3Rの取組促進を掲示したマグネット標識を配布し、掲示してもらうことにより普及啓発を図る。

③啓発パンフレット、啓発部材等の作成・配布による普及啓発

3Rの推進を周知するために、啓発パンフレット等を企画・作成し、環境メッセなど環境に関わるイベント等の機会を捉えて、一般県民、事業者等に対し、啓発部材等とともに配布することにより普及啓発を図る。

(4) 産業廃棄物に関する研究フィールドの提供および研究への参画

産業廃棄物の実践を通してモニタリング調査データの蓄積と評価を行ない、早期安定化に効果的な埋立方法等の確立をめざすとともに、今後は産業廃棄物

の埋立施設から発生する硫化水素の問題についても研究を進めていく。また、大学等の学術研究機関に調査研究フィールドを提供し、連携することで廃棄物分野の研究にも貢献していく。

(5) 事業の実践による知見等の蓄積およびその提供

産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全等に寄与するため、これまでのクリーンセンター滋賀の管理等に関する先進的な手法、処理等のノウハウを蓄積し、全国廃棄物処理公社等連絡協議会、国等に対し、積極的に情報提供等を行う。

【三. 県民の生活環境保全】

(1) 不法投棄廃棄物の処分に対する支援

県民の不法投棄防止意識の向上、地域住民によるパトロール活動等を推進し、健全な生活環境の保全を図るために、地域パトロール隊など地域住民等のボランティア、地域ごみ対策会議および環境事務所が実施主体となっている「地域協働原状回復事業」等に採択された不法投棄廃棄物の処分（年間 200 t を限度）を無償で受け入れる。

(2) 不法投棄防止の取組に対する支援

上記(1)の不法投棄処分への支援により廃棄物を撤去した後の不法投棄の再発防止のために、地域パトロール隊など地域住民等のボランティア、地域ごみ対策会議および環境事務所が実施主体となっている「地域協働原状回復事業」等で採択された自治会等の住民、市民団体等に対して、不法投棄された場所の原状回復後の状態を維持するための啓発等に必要な費用および清掃用具や消耗品等の購入費用の助成を行う。

(3) 美化清掃に対する支援

琵琶湖湖岸、道路等の公共スペースの散乱ごみの収集、除草等の清掃活動等を行う者へ支援を行うことにより、ごみの散乱を未然に防止し、県民生活環境の向上に寄与するため、滋賀県が実施している「淡海エコフォスター制度」に合意しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行う。

(4) 県下で実施される清掃活動に対する支援

ごみの散乱を未然に防止し、県民の生活環境の向上を図るため、県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛し、その清掃活動等に対し財政的支援を行う。

(5) 地域振興に対する支援

周辺地域の振興を図るため甲賀市等が行う事業に助成を行う。